

調査の概要 (H30・第1四半期以降)

1. 試料の採取及び測定

- (1) 海水 海上保安庁が同一条件で試料を採取し、海上保安庁及び(公財)日本分析センターにおいてそれぞれ測定している。
- (2) 海底土 海上保安庁が試料を採取、乾燥、粉碎したものを2分割し、海上保安庁及び(公財)日本分析センターにおいてそれぞれ測定している。
- (3) 海産生物
  - イ. 横須賀港 中央水産研究所及び水産工学研究所が試料を採取し、(公財)日本分析センターにおいて測定している。
  - ロ. 佐世保港 西海区水産研究所が試料を採取し、(公財)日本分析センターにおいて測定している。
  - ハ. 金武中城港 中央水産研究所(沖縄県水産海洋技術センターに委託)が試料を採取、灰化し、同一試料を中央水産研究所及び(公財)日本分析センターにおいてそれぞれ測定している。
- (4) 大気中の放射性ヨウ素 (公財)日本分析センターが試料を採取し、測定している。
- (5) 積算線量 横須賀市、佐世保市及び沖縄県が積算線量計を交換し、(公財)日本分析センターにおいて測定している。

2. 測定方法

- (1) 海上保安庁海洋情報部 ———— ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー
- (2) 中央水産研究所 ———— ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー
- (3) (公財)日本分析センター ———— ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー  
 蛍光ガラス線量計による積算線量測定

3. 結果の表示

- (1) ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー
  - 分析値が分析目標値(別表参照)以上のもの、または分析目標値未満であっても計数値がその計数誤差の3倍を超えるものについては数値を記載し、それ以外のものについては\*\*で示した。
  - 大気中の放射性ヨウ素の分析値に関しては、計数値がその計数誤差の3倍を超えるものについては数値を記載し、それ以下のものについては\*\*で示した。

別表

核種 \ 試料名	海水 [mBq/L]	海底土 [Bq/kg乾土]	海産生物 [Bq/kg生]	大気 [mBq/m <sup>3</sup> ]
<sup>60</sup> Co	4	0.4	0.4	—
<sup>65</sup> Zn	7	2	0.8	—
<sup>137</sup> Cs	4	0.6	0.4	—
<sup>144</sup> Ce	20	4	2	—
<sup>131</sup> I	—	—	—	2

- (2) 蛍光ガラス線量計を用いた環境ガンマ線量測定
  - 測定結果は各ポイントにおける測定値の平均値とし、誤差は標準偏差を示した。